

資格関係誤りレセプトの発生防止について（お願い）

保険者等の皆さまへ

次の項目にご留意いただき、資格関係誤りレセプト発生防止にご協力をお願いします。

- ① 受診の際は必ず「被保険者証」及び「医療証」等を保険医療機関の窓口へ提示するよう被保険者等へのご指導をお願いします。
- ② 資格喪失後は、「被保険者証」の早期回収をお願いします。
- ③ オンラインによる請求前資格確認の導入をご検討下さい。

お問い合わせ先 事業管理課 直通電話 06-7222-0997
06-7222-0998
06-7222-1001

大阪支部における令和2年7月～9月に取扱った資格関係誤りレセプトの発生状況は、件数69,188件、金額14億1,491万円でした。

理由別発生状況は下図のとおり、「資格喪失後の受診」、「重複請求」及び「記号・番号の誤り」の3つの理由で多く発生しています。

特に、「資格喪失後の受診」につきましては、前回（令和2年4月～6月）より2,768件増加しています。

保険者等の皆さまにつきましては、資格喪失後の証の早期回収にご協力いただくとともに、被保険者等へ保険医療機関受診時の「被保険者証」及び「医療証」の提示についてご指導いただきますようお願いいたします。

また、オンラインによる請求前資格確認の導入も併せてご検討いただき、資格関係誤りレセプトの発生防止にご協力をお願いします。

理由別発生状況(令和2年7月～9月)

